

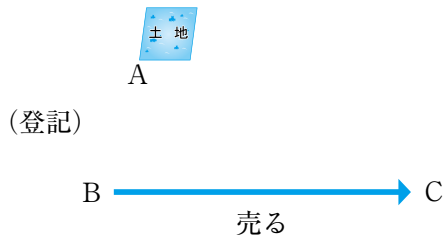
2 「第三者」に当たらない者

以下の者は「第三者」に当たらないので、登記がなくても所有権を主張することができる。

1. 無権利者

ケーススタディ29

Bが所有権移転登記に必要な書類等を偽造し、A所有の土地につき、勝手に自分名義の所有権移転登記をした。その後、Bがこの土地をCに売却したとき、Aは登記がないとCに所有権を対抗することができないのだろうか。



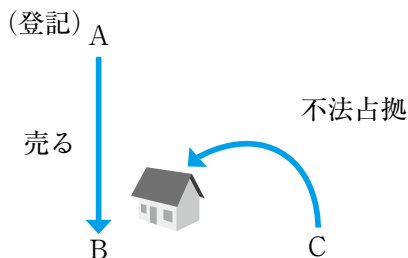
【結論】

BおよびBから土地を買ったCは無権利者なので、**Aは登記がなくてもCに所有権を対抗できる。**

2. 不法占拠者・不法行為者

ケーススタディ30

BがAから建物を買って受けたが、まだ登記をしていない。この家は全く権利のないCが不法に占拠していた。この場合、Bは登記がないとCに明渡しを請求できないのだろうか。



【結論】

Cは不法占拠者なので、**Bは登記がなくてもCに明渡しを請求できる。**